

生活保護のしおり

（生活保護の相談をされる方へ）

令和7年4月 改訂版



台東区役所 保護課

〒110-8615

東京都台東区東上野4丁目5番6号

相談係：_____ 電話：03-5246-1183

1 生活保護について

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、高齢や病気、失業などで収入が少なく生活に困ったとき、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行ない、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度です。

◆ 憲法第25条－1　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

〔生活保護の種類〕

1. 生活扶助	食費や光熱水費など暮らしに必要な費用
2. 教育扶助	学用品等、義務教育にかかる費用
3. 住宅扶助	家賃、地代等にかかる費用
4. 医療扶助	病気やケガの治療費や薬剤等にかかる費用
5. 介護扶助	介護サービスを受けるために必要な費用
6. 出産扶助	出産に必要な費用
7. 生業扶助	自立に必要な技能を身につけるための費用、高校等に通うために必要な費用の一部等
8. 葬祭扶助	葬祭に必要な費用

上記以外に、世帯の状況によって、母子加算や障害者加算などが計上されます。

外国人の方に対する保護について

生活に困窮している在日外国人に対しても、永住者や定住者・永住者の配偶者等の資格で在留する場合には、日本国民に準じた保護を行っています。

暴力団員の方に対する保護について

暴力団員の方は、生活保護の要件を満たさないものとして、急迫した状況を除き、申請を却下することとなります。

また、保護受給中に被保護者が暴力団員であることが判明した場合にも、保護は廃止となります。

生活保護では

- ・生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- ・民法に定める扶養義務者の扶養、及び他の法律に定める扶助は、全て生活保護に優先して行われるものとする。

と定めていますので、以下にあげるような努力をしてください。

1. 能力の活用	働くことができる方は、その能力に応じて働いてください。
2. 資産の活用	預貯金や土地・家屋、自動車、生命保険、有価証券、貴金属などがあれば、生活費への活用をしてください。 高齢者で居宅用不動産をお持ちの場合、居宅用不動産を担保に生活資金の借入をしていただくことがあります（要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付制度）。 ＊資産について保有が認められる場合があります。
3. 扶養義務者からの援助	親、子、兄弟姉妹などの扶養義務者に、援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。 ＊扶養義務者が扶養しないことを理由に、生活保護を申請できないということはありません。 ＊扶養義務者と関係が悪い・長期音信不通等、特別の事情がある方には、扶養照会を行わない場合があります。
4. 他制度の活用	年金、手当など、他の法律（制度）で利用できるものは活用してください（国民年金、厚生年金、健康保険、傷病手当、雇用保険、労災保険、児童扶養手当、心身障害者福祉手当、自立支援医療等）。

1～4の要件を満たしていなくても申請は可能です。

この場合、保護開始後、速やかに能力等を活用していただくことになります。

2 生活保護の決定について

生活保護費は、世帯全員の収入が、国で定める生活保護基準で計算される最低生活費に満たない場合に、生活保護は受けることができ（要否判定）、その不足分だけが支給されます（程度の決定）。

また生活保護の要否や程度は、原則として、福祉事務所が世帯単位（一緒に暮らしている人）で判断し、決定しています。

〔最低生活費と収入との対比〕

保護が受けられる場合

最 低 生 活 費

収 入

保護費

※収入が最低生活費を下回るため、その不足分のみ保護が受けられます

保護が受けられない場合

最 低 生 活 費

収 入

※収入が最低生活費を上回るため、保護は受けられません

〔収入について〕 世帯全員の収入を申告してもらいます。

1. 就労に伴う収入	給与、日雇収入、自営業を営んで得た収入など
2. 就労に伴わない収入	年金、基金、失業保険金、各種手当、仕送り、贈与、財産収入など（キャッシング、知人等からの借金も収入となります）
3. その他の収入	動産や不動産の処分による収入、保険金、相続、過払利息返還金など、その他臨時的収入

3 生活保護の手続きの流れ

相談・申請

生活保護の相談は、本人かご家族がおこしてください。やむを得ず来られない場合は、親類等事情がよくわかる方がおこしてください。生活保護制度の説明をさせていただくとともに、各種社会保障施策等の活用について検討します。（できる限り、最終頁で該当する書類をお持ちください。）申請手続きは、本人の申請意思を確認して、必要書類等に記入していただきます。



調査・判定

申請に基づき、地区担当者が、住まいの確認や暮らしの様子について具体的に知るために家庭訪問をします。保護の決定に必要な調査や家庭訪問により、保護が必要かどうか判断します。



決定・通知

保護を受けられるかどうかは、申請の手続き後、原則14日以内（特別な場合は30日以内）に決定し文書によりお知らせします。

※ 生活保護の決定に不服がある場合は、その連絡を受け取った日から3か月以内に都知事に審査請求の申立てができます。

4 生活保護の義務と権利

生活保護を受給されている方は、以下のような義務と権利があります。

義務：守ってもらうこと

- ・ 生活保護を受けている権利は、他の人にゆずることはできません。
- ・ 常に能力に応じて働き、支出の節約をはかり、生活の維持・向上に努めてください。
- ・ 収入や仕事、家族の状態等が変わったときは、すみやかに報告してください。
- ・ 福祉事務所から、生活の維持・向上、保護の目的を達成するために必要な指導または指示を受けたときは守ってください。

※これらのことを守ってもらえない時は、保護の停止や廃止をすることもあります。

権利：保障されていること

- ・ 正当な理由がなければ、すでに決定された保護の内容を不利益に変更することはありません。
- ・ 生活保護から支給されたお金や品物に対して、税金を課せられることはありません。
- ・ 生活保護から支給されたお金や品物やこれを受ける権利は、差し押さえられることはありません。

生活保護を受けている期間に減免されるもの

- ◆税金（住民税、固定資産税） ◆上・下水道基本料金
- ◆国民年金保険料 ◆NHK 放送受信料
- ◆都営住宅の共益費、入居時の保証金 など



5 保護費用の返還と徴収

資力があるにもかかわらず保護を受けた場合や、収入等に偽りの申告をし、不正に保護を受けた場合などは、すでに支払われた保護費を返していただきます。不正受給に対しては、ペナルティーとして上乗せされた額を返していただくことや法律により罰せられることがあります。

〔生活に関連する各種相談窓口〕

※関係機関

高齢者福祉の相談	高齢福祉課	5246-1224
介護サービスの相談	介護保険課	5246-1245
身体障害、知的障害の相談	障害福祉課	5246-1202
健康の相談	台東保健所保健サービス課 浅草保健相談センター	3847-9497 3844-8171
自立支援医療（精神通院） 精神保健福祉手帳の申請	台東保健所保健予防課	3847-9405
児童、母子福祉の相談 ・ 手当等 ・ 保育園関係等	子育て・若者支援課 児童保育課	5246-1232 5246-1234
法律の相談	区民相談室 ※法テラス上野	5246-1025 050-3383 -5320
年金の相談	区民課国民年金係 ※上野年金事務所	5246-1262 3824-2511
借金等の相談	くらしの相談課	5246-1133
仕事の相談	産業振興課（就業相談） ※ハローワーク上野	5246-1152 3847-8609
都営住宅の問合せ	※東京都住宅供給公社募集センター 都営募集課	3498-8894
生活福祉資金の相談	※台東区社会福祉協議会	5828-7547

次回相談のときお持ちいただくもの

※印鑑は必ずお持ちください

1 資産に関する書類

- ① 金融機関カード・通帳（お持ちのもの全て 直近まで記帳されている）
- ② 生命保険、簡易保険、共済保険などの証書
- ③ 負債（借金）の内容がわかる書類
- ④ 自動車・バイクの車検証、自賠責保険証、任意保険証

2 収入に関する書類

就労されている方

- ① 給与明細書、給与がわかる書類
- ② 源泉徴収票・確定申告書（自営の方など）
- ③ 日雇手帳・求職受付票

年金・手当を受給されている方

- ① 年金証書・年金手帳
- ② 年金支払通知書・年金生活者支援給付金通知書（直近の通知書）
- ③ 各種手当の支払通知書など（直近の通知書）
児童扶養・特別児童扶養・障害者福祉・児童手当・その他
- ④ 雇用保険受給資格者証・離職票
- ⑤ 傷病手当金の通知書

3 住まいに関する書類

- ① 建物賃貸借契約書(アパート・マンション等)・土地賃貸借契約書
- ② 家賃・土地領収証（通い帳）
- ③ 光熱水費領収証・請求書（直近のもの）
- ④ （不動産をお持ちの方）権利証、固定資産税納税通知書又は納税証明書

4 医療・介護・障害に関する書類

- ① 健康保険証 ※申請受理した場合、国保証(資格確認書)はお預かりします
- ② 介護保険証（介護サービス利用料請求書・領収書、サービス利用票・別表）
- ③ 医療費領収書、診察券、お薬手帳
- ④ 身体障害者手帳、愛の手帳
- ⑤ 精神保健福祉手帳
- ⑥ 心身障害者医療証・ひとり親家庭医療証
- ⑦ 自立支援医療受給者証

5 本人確認証

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど